府　令

○内閣府令第三十九号

地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第三項第二号並びに第四項第二号及び第四号ロ並びに第十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、同項第十二号中「同条第四項第三号」を「同条第四項第四号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第五条第四項第十一号」を「第五条第四項第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第五条第四項第十号」を「第五条第四項第十二号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「第五条第四項第九号」を「第五条第四項第十一号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号中「第五条第四項第八号」を「第五条第四項第十号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第五条第四項第七号」を「第五条第四項第九号」に改め、同号を同項第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八　法第五条第四項第八号の事項を記載している場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成地域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

第一条第一項第六号中「第五条第四項第五号の」を「第五条第四項第六号の」に改め、同号イ中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第六号」に改め、「集落生活圏」の下に「（第七条第一項第二号において単に「集落生活圏」という。）」を加え、同号ロ中「第五条第四項第六号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に、「以下」を「次条第一項第七号イ及び第二十九条において」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第五条第四項第三号」を「第五条第四項第四号」に改め、「。以下「令」という。」を削り、「特定政策課題を」を「政策課題を」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第五条第四項第二号及び第十二号」を「第五条第四項第三号又は第十四号」に、「同項第二号」を「同項第三号」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三　法第五条第四項第一号又は第二号の事項を記載している場合には、当該認定の申請をしようとする地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局にあっては、同項の規定により当該港務局を設立した地方公共団体）が定めた都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。）又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。）

第一条第二項第一号中「次条第一項第三号」を「次条第一項第三号ロ」に改め、同項第二号中「次条第一項第四号」を「次条第一項第五号」に、「第三条各号」を「第四条各号」に改め、同項第三号中「次条第一項第十四号」を「次条第一項第十六号」に、「第五条第四項第十二号」を「第五条第四項第十四号」に改める。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三　法第五条第四項第一号の事項を記載する場合には、次に掲げる事項

イ　まち・ひと・しごと創生交付金（法第十三条第二項に規定するまち・ひと・しごと創生交付金をいう。ロ及び第十一条第二号において同じ。）を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

ロ　法第五条第四項第一号ロに規定する事業を記載する場合にあっては、イに掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて整備を行う施設の種類並びに施設ごとの整備量及び事業費

第二条第一項第十五号を同項第十七号とし、同項第十四号中「第五条第四項第十二号」を「第五条第四項第十四号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号中「第五条第四項第十一号」を「第五条第四項第十三号」に、「前条第一項第十一号」を「前条第一項第十三号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号中「第五条第四項第十号」を「第五条第四項第十二号」に、「前条第一項第十号」を「前条第一項第十二号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第五条第四項第九号」を「第五条第四項第十一号」に、「前条第一項第九号」を「前条第一項第十一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第五条第四項第八号」を「第五条第四項第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「第五条第四項第七号」を「第五条第四項第九号」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十　法第五条第四項第八号の事項を記載する場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成事業の内容

第二条第一項第八号中「第五条第四項第六号」を「第五条第四項第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改め、同号イ中「同号」を「法第五条第四項第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第五条第四項第三号イ」を「第五条第四項第四号の」に改め、同号イ中「第五条第四項第三号イ」を「第五条第四項第四号イ」に、「第五条各号」を「第六条各号」に改め、同号ロ中「第五条第四項第三号ロ」を「第五条第四項第四号ロ」に、「第六条第一項第一号」を「第七条第一項第一号及び第三十八条」に、「同条第二項」を「第七条第二項」に改め、同号ハ中「第五条第四項第四号ロ」を「第五条第四項第三号ロ」に、「第六条第一項第二号イ又はロ」を「第七条第一項第二号イ又はロ」に改め、同号ニ中「第五条第四項第三号ハ」を「第五条第四項第四号ハ」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第五条第四項第二号」を「第五条第四項第三号」に、「次条各号」を「第四条各号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四　法第五条第四項第二号の事項を記載する場合には、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。以下同じ。）の内容、期間及び事業費

第二条第二項中「第五条第四項第三号」を「第五条第四項第四号」に、「同条第四項第四号イからハまで」を「同条第四項第四号イ」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

2　法第五条第四項第一号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、同条第四項第一号に規定する事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法並びに当該事業が先導的なものであると認められる理由を記載するものとする。

3　法第五条第四項第二号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附の見込額並びに当該事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法を記載するものとする。

第三十五条を第三十九条とし、同条の前に次の一条を加える。

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成等の提案）

第三十八条　法第十七条の十五第一項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画（法第十七条の十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画をいう。以下この条において同じ。）の作成又は変更の提案を行おうとする地域再生推進法人は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に生涯活躍のまち形成事業計画の素案を添えて、認定市町村（法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。）に提出しなければならない。

第三十四条を第三十七条とする。